

鯨 研 通 信

第373号

1988年6月

財團法人 日本鯨類研究所 〒136 東京都江東区大島3-32-11

TEL 03 (683) 3621~2
FAX 03 (638) 2858



鯨類捕獲調査の経緯について

日本鯨類研究所 長崎福三

まえがき

1982年の国際捕鯨委員会の決定にともない、1988年以降、日本の商業捕鯨は一時的にせよ、姿を消すことになる。科学的裏づけとは相反して、IWCが商業捕鯨のモラトリアムを採択した以上、科学的事実をより明確に示し、この決定を改めさせるように努める以外、捕鯨取締約の目的を実現する方法はない。したがって、従来にもまして科学的調査が必要になる。しかし反捕鯨国は、鯨を殺すことへの反対のために、有効な科学的調査すら否定する姿勢をとりつづけている。

反捕鯨国は、日本を含むいくつかの国々の調査を、条約第8条にかゝれた、商業捕鯨の延長であると非難している。しかし、このレビューが示しているように、第8条を使って商業捕鯨を補てんしてきたのはオーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、及びアメリカ合衆国であった。日本は1970年中頃に入って、第8条に基づくニタリクジラの調査を実施したが、これは科学小委員会の意向にそって行ったものであり、前者とは事情がかなり異なる。以下、このあたりの経緯を最近の事情にいたるまで大よそ追跡してみよう。

I 捕鯨取締約第8条

1946年に署名された現行の国際捕鯨取締約は、その第8条に、締約国政府が科学的研究のために鯨を捕獲することを認める特別許可書を与えることができることを唱っている。つまりこの条約による捕鯨作業に関する規制は、締約国政府が定めた調査・研究の目的のための捕鯨には適用されない。この条約が効果をもつ水域は領海・公海を含めて、すべての海域に適用さ

れ、対象種もすべての大型鯨を含んでいるので、締約国による鯨に関する研究も、この条項がなければ条約の規制の対象になってしまう。鯨に関する研究は国際捕鯨委員会(IWC)が行うのではなく、それぞれの締約国が行うものである。条約がそれぞれの国の研究の自主性を奪ってしまうことは、そのこと自身条約の主旨に反することになる。

第8条は次のように述べている。

1. この条約の規定にかかわらず、締約政府は、同政府が適当と認める数の制限及び他の条件に従って自国民のいづれかが科学的研究のために鯨を捕獲し、殺し、及び処理することを認可する特別許可書をこれに与えることができる。また、この条の規定による鯨の捕獲、殺害及び処理は、この条約の適用から除外する。各締約政府は、その与えたすべての前記の認可を直ちに委員会に報告しなければならない。各締約政府は、その与えた前記の特別許可書をいつでも取り消すことができる。
2. 前記の特別許可書に基づいて捕獲した鯨は、実行可能な限り加工し、また、取得金は、許可を与えた政府の発給した指令書に従って処分しなければならない。
3. 各締約政府は、この条の第1項及び第4条に従って行われた研究調査の結果を含めて鯨及び捕鯨について同政府が入手しうる科学的資料を、委員会が指定する団体に、実行可能な限り、且つ、1年をこえない期間ごとに送付しなければならない。
4. 母船及び鯨体処理場の作業に関する生物学的資料の継続的な収集及び分析が捕鯨業の健全で建設的な運営に不可欠であることを認め、締約政府は、この資料を得るために実行可能なすべての措置をとる

ものとする。

1956年に科学調査の定義が問題になったことがあるが、この際、科学小委員会の議長であったアメリカのMackintoshは以下のような見解を明らかにしている。

「われわれはどのようなものであれ科学的研究に制約をおくことは反科学的であると感じている。したがって、どのような場合でもその効用を考慮すべきであり、研究計画が特別許可に価するかどうかを判断するのは締約国政府であると考える」

1950年代は第8条に基づく鯨類捕獲調査（以下調査捕鯨とする）も規模は小さく、重要な論議が行われたわけではなかった。調査捕鯨は当然締約国の意志によるものであることは、いささかも問題はなかった。そのために事前の予告もなく調査の結果を事後に通告するような形のものが多かった。この頃、特別許可の内容で論議になったのは、IWCが定めた商業捕鯨のための漁期以外での調査用の捕獲であった。1950年代はIWCの規制は殆んどが体長及び漁期制限に関するものであり、第8条の行使についても殆んど問題はなかった。

II マッコウクジラの調査捕獲

1960年代に入ると主要鯨種であるシロナガスクジラ・ナガスクジラの資源減少が認識されるようになり、3人委員会の設置など、資源に対する関心が大きくなりはじめた。このころはまだヒゲクジラに対し種を込みにした、いわゆるシロナガスクジラ換算（BWWU）による捕獲規制はあったが、マッコウクジラには捕獲割当頭数ではなく、体長制限のみであった。マッコウクジラの体長制限は本来メスの捕獲を抑止するためのものであるが、メスとオスの判定の難しさなどから、体長制限は捕鯨操業上の障害になっていた。このため制限体長以下のマッコウクジラの捕獲を特別許可のもとに捕獲する動きが顕著になってきた。

1960年代に入るとマッコウクジラを中心として特別許可による捕鯨の規模が大きくなりはじめた。このような、特別許可を利用して捕獲を始めたのはオーストラリア、ニュージーランド、南アフリカであった。このあたりの動きを年次別に追ってみよう。

1962～63年：オーストラリア政府はIWCに、制限体長以下の25頭のニタリクジラ、同じく制限体長以下の13頭のシロナガスクジラ、48頭のマッコウクジラの特別捕獲を通告した。日本政府は1962年漁期に北太平洋で3頭のセミクジラ、1963年にも同じく3頭のセミクジラの特別捕獲を通告した。ソ連は南水洋で漁期前

と後に2頭のヒゲクジラの捕獲を、南アフリカは制限体長以下のマッコウクジラを350頭以内、法定体長のイワシクジラを50頭捕獲することを通告した。

1963～64年：この年にもオーストラリアは56頭（後に5頭追加）の制限体長以下のマッコウクジラの特別捕獲を通告、ニュージーランドは100頭のマッコウクジラの捕獲を通告した。アメリカは20頭までのコククジラを、カナダは20頭までの範囲で制限体長以下及び授乳中のマッコウクジラの捕獲を、北太平洋で行うことを通告した。

1964～65年：日本の特別捕獲通告は、北太平洋で3群のマッコウクジラの捕獲で、各群ごとに30頭以下で制限体長以下や仔獣を含む。このほか2頭のナガスクジラとイワシクジラの捕獲の通告。オーストラリアは120頭の制限体長以下のマッコウクジラ、アメリカは北太平洋で制限体長以下、授乳中のものを含む50頭以内のマッコウクジラを捕獲する。カナダは制限体長以下、授乳中のマッコウクジラ20頭以下。このようにオーストラリア、ニュージーランド、南アフリカは約束第8条を利用して、実質的には商業捕獲の補てんを行ってきたわけである。本来の第8条の主旨とはかけはなれた理解の下で調査捕獲が行われていた。

しかしこの年以降オーストラリア、ニュージーランドのマッコウクジラに対する大規模な特別捕獲の通告は姿を消す。

III アメリカによるコククジラの捕獲

1965～66年：カナダによる20頭のマッコウクジラ、日本のマッコウクジラ群の捕獲、アメリカは制限体長以下のマッコウクジラを50頭以内、コククジラを40頭、ソ連、ノルウェーはいくつかの鯨種ごとに数頭程度の捕獲を通告した。

1966～67年：日本が100頭以下のマッコウクジラの捕獲を通告している。これは日本が大規模な特別捕獲を行った最初のケースであった。このほか数頭のメスのナガスクジラ、シロナガスクジラを捕獲した。アメリカは100頭以内のコククジラ、50頭以下のマッコウクジラなどを通告している。ソ連の特別捕獲はいくつかの種のそれぞれが数頭程度のものであった。

1967～68年：カナダは制限体長以下のナガスクジラ5頭、イワシクジラ5頭、マッコウクジラ5頭、日本も5頭のイワシクジラ。アメリカは100頭のマッコウクジラと100頭のコククジラを通告している。このころからオーストラリア、ニュージーランドに代ってアメリカが捕獲の規模を大きくしてきた。

1968～69年：アメリカはこの年もコククジラ、マッ

コウクジラをそれぞれ100頭、日本は2頭のセミクジラ。

1969-70年：アメリカは100頭以下のマッコウクジラ、カナダはザトウクジラ20頭以下、ナガスクジラ40頭以下。日本はピグミー・シロナガスクジラ9頭、イワシクジラ5頭など。

1970-71年：この年からアメリカは大規模の捕獲をやめたが、各国が20~30頭程度の捕獲を行っていた。なかで最も多かったのはカナダで40頭のナガスクジラ、30頭以下のザトウクジラを通告。日本は5頭のイワシクジラ、南アフリカは15頭以内のマッコウクジラに12頭以内のミンククジラ。アメリカはマッコウクジラ4頭、ザトウクジラ2頭（生け捕り）、マッコウクジラ3頭（生け捕り）、コククジラ2頭（生け捕り）の通告。ソ連はピグミー・セミクジラ3頭、イワシクジラ10頭、ピグミー・シロナガスクジラ5頭、ザトウクジラ2頭。

1971-72年：南アフリカは15頭以内のマッコウクジラに加えて10頭のマッコウクジラの仔獣。アメリカはマッコウクジラ5頭、コククジラ5頭、日本は200頭のマッコウクジラと15頭のナガスクジラのメスの捕獲を通告している。この際の日本のマッコウクジラ捕獲は群構成と生物学的パラメーターの研究のためにあった。この年、ソ連はイワシクジラ12頭、ピグミー・セミクジラ6頭、ザトウクジラ3頭、体長制限以下のニタリクジラ20頭であった。

1972-73年：ソ連がザトウクジラ、シロナガスクジラ、ピグミー・セミクジラ5頭、南アフリカがマッコウクジラの仔獣を15頭以内。この年から特別捕獲が急に姿を消すが、1972年はストックホルムで第一回国連人間環境会議が開かれ、商業捕鯨の10年間のモラトリームが勧告された年であった。この年から捕鯨産業は明らかに、従来とは異なった段階に入ってゆく。そして1973-74年、1974-75年には特別捕獲の通告はなかった。

IV 日本のニタリクジラの捕獲

1975年の科学小委員会報告中に次のような記述がある。南半球のニタリクジラについて、「小委員会は、南半球のニタリクジラに関する追加的生物学的資料を、できうれば調査許可によって、得ることが必要であることを認めたが、ストックの大きさについての情報が無いために捕獲すべき頭数は必要最小限とし…」と報告した。つまり南半球のニタリクジラについては情報がないため割当数をゼロにしているが、調査・研究を進めるため調査捕鯨がすすめられていた。1976年

には再び前年と同じような見解が示されている。

上記の科学小委員会の要請をうけるように、日本政府は水産庁遠洋水産研究所に対し、1976~1977年に南半球で240頭以内のニタリクジラと、北太平洋で100頭以内のミンククジラの科学調査用の捕獲を許可した。ニタリクジラについての報告はSC/29/D0C38に記述されている（225頭捕獲）。日本はさらに1977~78年漁期に南太平洋及びインド洋でそれぞれ120頭のニタリクジラを捕獲する計画を明らかにした。

この年次会議では科学小委員会はその手続規則に「科学的許可のレビュー」として以下の内容を加えることを採択した。

1. 科学的許可案が締約国政府の発給以前に事務局に送付された時には科学小委員会はこれをレビューし意見を述べなければならない。
2. 提案された許可案及び附属の文書は調査の目的、捕獲予定の動物の頭数、性、大きさ及びストックについての明細、他国の科学者が調査に参加する機会、許可することによって起こるストックの保存に及ぼす可能な影響に関する情報を含まなければならない。
3. 科学小委員会はその年次会議において提案された許可の科学的側面についてレビューし、このような提案について、委員会、関係国政府、及び政府によって任命された科学者に対し、コメントをしなければならない。
4. 科学小委員会の次の年次会議に先だって、提案許可が許されたような場合には、メンバーは提案の科学的側面について郵送によりレビュー及びコメントを送らなければならない。
5. 提案許可及び許可による調査の予備的結果は当該国のプログレスレポートの一部又は他の報告として科学小委員会の次回会議に提出しなければならない。

一方委員会は1979年の年次会議で科学的許可について以下の内容の採択を行った：（付表30）

締約国は科学的許可が発給される以前、科学小委員会がこれに対してレビューしコメントできる十分な時間をみて、事務局に提出しなければならない。許可案には次の明細が示されなければならない。

- (a) 調査の目的
- (b) 捕獲される動物の数、性、大きさ及びストック
- (c) 他国の科学者の調査への参加の機会
- (d) ストックの保存に与える影響の可能性

許可案は可能な際には年次会議に於て科学小委員会によってレビューされコメントされる。許可案が次の

年次会議に先だって許可された場合には、事務局は科学小委員会のメンバーに許可案を送り、コメントとレビューを郵送で求める。調査の予備的結果は科学小委員会の次の年次会議に提出されなければならない。

尚、この年には事前の調査許可案は1件も提出されなかった。

1980年の科学小委員会年次会議では付表30に従ってペルーが1981年の夏期にペルー沖で2~3頭のセミクジラの捕獲を提案した。この調査捕獲計画は小委員会で討議され、緊急性がないという見解と調査を行うべきであるとする意見に分れた。調査捕獲が科学者で論議されたのはこれが初めてのケースと言ってよからう。

1981年の科学小委員会の年次会議では2国から調査捕獲の提案があった。一つは、デンマークでフェロー島沖で9頭以内のナガスクジラの捕獲、他の一つはチリの提案で少なくとも100頭のイワシクジラを対象としたものであった。いずれも科学小委員会の支持をえていない。

V モラトリアムと調査捕鯨

1982年、第34回年次会議において商業捕鯨に対するモラトリアムが採択された。「第10条の他の規定にかかわらず、あらゆる資源に対する商業的目的のための鯨の捕獲頭数は、1986年の鯨体処理場による捕鯨の解禁及び1985年から1986年の母船による捕鯨の解禁期よりゼロとする。この規定については、最良の科学的助言に基づく検討の下におかれるものとし、遅くとも1990年までに委員会がこの決定の鯨資源に与える影響について包括的評価を行い、この規定の修正及び他の捕獲頭数設置を検討するものとする。」これがモラトリアムの内容である。鯨種を問わず捕獲枠をゼロとする措置は、この規制に従えば、委員会が別途の決定をしない限り無期限に続くことになる。但し1990年までに包括的評価を行い、この規定の効果を検討するという条件がついている。そしてその検討は「最良の科学的助言に基づく」ものでなければならない。

1972年に行われた、第一回国連人間環境会議で、初めて捕鯨のモラトリアムが論じられた頃から、モラトリアムという措置の背景の一つに、われわれがもっている鯨資源に関する知識が不十分であり、効果的な管理が実施できないという見解があった。1982年のIWCによるモラトリアムの場合も同様である。十分な知識がえられる迄商業捕鯨は棚上げにしておこうという主旨である。もしさうであるならば、從来にもまして鯨資源に関する調査、研究を推進しなければならぬ。

い。しかし実際にはIWCの動きは研究を推進するというより、阻害する方向に向ってきている。

1985年、第37回年次会議科学小委員会で以下のような小委員会によるレビューのためのガイドラインが合意された。

科学小委員会のレビューのためのガイドライン：

1. 提案された許可が付表30で要求されている4項の情報を十分に明らかにしているかどうかについての声明書
2. 提案された許可のもとで行われる調査の目的についてのコメント、特に科学小委員会によって指定された研究の必要性にどのように関連しているかを含む。
3. 当該資源に関する最も最近の情報のレビューで、今までの捕獲、資源解析、及び科学小委員会の勧告についての情報を含む（他の解析、結論及び問題点を含む）
4. 提案された調査の方法及びその方法が科学的目標を達成する蓋然性の評価、これらのコメントは現在の科学的知識の範囲での方法論の評価を含む。
5. 他国の科学者が参加するための特別な措置が十分であるかどうかについてのコメント
6. 「資源の保存に及ぼす可能な影響」についての評価。妥当な場合、科学小委員会は可能な影響の分析を行うこともできる。

フアロー、アイスランド及び韓国から調査捕鯨許可が提示された。

フアローは1981~84年の間に、13頭のナガスクジラを調査用に捕獲したが、引きついで年間9頭のナガスクジラの捕獲計画を示した。これに対し小委員会は、この調査はナガスクジラの生物学にも管理面でも特に有効であるとは考えられないで、過去の調査についての包括的な標本採取データと分析を提出するよう要請した。

アイスランドの調査計画は1986~89年にわたって、毎年、ミンククジラ80頭、ナガスクジラ80頭、イワシクジラ40頭を捕獲することになっている。この計画に対し、小委員会はガイドラインに基づいてコメントを作成した。このコメントは、当然のことながら、調査推進側の科学者と反捕鯨の科学者との相違する見解を反映する結果になっている。

韓国の調査計画は日本海~黄海~東シナ海のミンククジラを4年間にわたり毎年200頭ずつ捕獲するというものであった。小委員会は、この計画は付表30に示された情報の要求を満たしておらず、また、このミンククジラ資源は保護資源と判定されており、予定され

ている200頭の捕獲を行えば資源に悪い影響を与えるという見解を示した。しかしこのような小委員会の見解によって締約国の8条に基づく調査の権利を否定してしまうことはできないという論議も行われた。

尚1985年の年次会議、本会議に於て調査捕獲の問題が論議され、スウェーデンの提案により、この問題を検討する作業部会が作成された。

1986年の年次会議科学小委員会でアイスランドの海洋研究所が計画している4ヶ年にわたる捕獲計画について再び論議された。昨年の年次会議でかなり論議が行われたがアイスランドは、これらの論議を参考にして若干の修正を加えた計画を提出した。80頭のミンククジラの捕獲は資源減少につながるのではないかという意見が提示された。なお、アイスランドの科学者は、調査及び捕獲の準備が完備するまでは調査活動を始めないと述べている。

韓国は昨年、日本海—黄海—東シナ海のミンククジラ群から4年間にわたり、毎年200頭ずつのミンククジラを調査の目的で捕獲するという計画を提示した。今回の会議では韓国は毎年160頭の捕獲の水準に計画を縮少したが、目視計画が効果的でないこと、調査計画自体が十分に記述されていないこと、資源が保護資源と分類されており、160頭の捕獲は資源状況をさらに悪化させることなどの点から、調査許可の発給を見合わせるようにという見解が多かった。

一方1986年の第38回国次会議では特別許可に関する作業部会が設けられ引き続き論議が行われ、その結果「科学調査のための特別許可についての決議」が採択された。ここでは許可の発給に当つてのさまざまな条件があげられている中で、特に調査終了後の鯨肉その他の製品を一義的には地方的消費に向けるべきことが規定されていた。また、計画案は今回の科学小委員会年次会議の60日前に事務局に提出すべきことが含まれている。

VII 調査捕鯨への規制

A 特別採捕結果のレビュー（1986年の調査捕鯨）

韓国は1986年4月から7月にかけて、4隻の捕鯨船を用い、69頭のミンククジラを捕獲調査した。この報告に対し科学小委員会は、科学小委員会及びIWCによって設定されたガイドラインにそって検討し、以下のような所見をまとめた。

- (1) 調査の結果は資源密度の推定、生物学的特性値の推定、ともに目的を達していない。
- (2) 目視調査からも生物学的調査からも、何らの新しい知見は得られていない。

- (3) 包括的評価及び資源の現状の見解を改善する情報もたらしていない。
- (4) 外国の研究者への呼びかけは行われた。
- (5) 採集しうる生物学的情報は最大限に活用されていない。
- (6) 69頭のミンククジラの捕獲が資源を更に減少させた可能性がある。

以上のようにレビューの結果は好ましいものではなかった。

アイスランドは1986年、2隻の捕鯨船によって、6月から9月までの間にナガスクジラ76頭、イワシクジラ40頭を捕獲調査した。これに対し科学小委員会のレビューは次のような内容のものであった。

- (1) 系統群、生物学的特性値の研究に貢献したとする見解と、推定値の精度の向上にも、資源の経年傾向を知る点でも助けになってはいないとする見解が並行した。
- (2) 包括的評価作業への貢献についても、その効果を確信する意見と否定する見解とが対立した。
- (3) 6ヶ国計20名の研究者が参加した。
- (4) 生物学的資料を得るために最大の努力が払われたようである。
- (5) 特別採捕が資源に与える影響を充分に評価することはできなかった。

B 特別採捕計画（1987年以降の調査計画案）

1. 韓国・アイスランドの計画

韓国は1987年7月から1989年12月までの期間、2隻の捕鯨船を用いて、毎年80頭のミンククジラを捕獲調査する計画を提示した。この計画について科学小委員会は以下のようなコメントを行った。

- (1) 計画の目的はかなり不正確なため、十分な検討はできない。
- (2) この計画によって資源の現状を判断するための新たな情報がえられるとは思われない。
- (3) この計画は包括的評価作業の促進に貢献しない。
- (4) 昨年度の調査結果の資料が極めて少なかったので、今回もし捕獲調査を実施するならば昨年分と合せて2年分の解析結果を提出すること。
そして結論として科学小委員会はIWCに対し、韓国政府が特別採捕許可を発給しないよう要請した。
- アイスランドのミンククジラ・ナガスクジラ・イワシクジラを対象とした調査計画は既に提出され、レビューを受けているが、本年も若干の修正に関連して論議が行われた。しかし科学小委員会の見解は従来のも

のと同様、支持する意見と反対する意見とが対立した。

2. 日本の特別採捕計画

日本は1987年の年次会議に主に南氷洋ミンククジラを対象とする、長期間にわたる特別採捕計画を提出した。従来、科学小委員会に於て、最も情報が多いと考えられている南氷洋ミンククジラについてさえ、資源量についても、年間増加頭数についても合意することができず、そのため捕獲数を決定することができない状態になっていた。南氷洋ミンククジラの資源量については從来行われてきたIDCR計画による目視調査の結果、40万頭を上廻る頭数が推定されてはきたが、調査の技術的な点で問題がないわけではない。ミンククジラの生物学的特性値、特に、年間増加頭数の算出などに最も重要な情報である自然死亡率については、商業漁獲物から推定された値には偏りがあるとして、合意される値を得ることは全くできなかった。

このような状態の中にあって、日本政府は捕鯨条約に定められた資源の利用と保存をはかるための科学的知見を充実させるためには、目視調査と鯨体標本調査の両者を併用する計画を作成した。日本の調査計画には1) 南氷洋ミンククジラの資源管理に必要な生物学的パラメーターの推定と、2) 南氷洋生態系における鯨類の役割の解明の二つの課題が含まれていた。後者はマッコウクジラの食性を調べることにより、餌を鍵にした生態系の実態調査を目的としている。

南氷洋のミンククジラの調査項目は1) 年令別自然死亡率の推定、2) 繁殖のパラメーター、3) 資源の大きさ、4) 低緯度における分布、群構成及び行動。調査海域は4区で2年間、年間825頭の標本を捕獲し、次の2年間は5区を調査し、その後再び2年間、4区で標本採集をする。このような時間差を置いた標本の年令構成の変化から自然死亡率を推定する。毎年使用する標本採集船は2隻を予定し、これに母船を隨行させる。調査期間は12月～3月を予定している。船団の移動及び標本の採集は、無作為標本抽出を実現するようデザインされる。

日本の計画案に関する、科学小委員会での論議は、年々の加入頭数の変化と、自然死亡率とを分離することが可能であるか不可能であるかに集中した。また、提案された方法で群を代表する無作為標本がとれるかどうかの問題も論議された。さらに鯨を殺さずにいる調査の効用についての論議も行われた。また、標本の採捕が資源に悪影響を与えるかどうかも考察されたが、いずれの問題についても反対するグループと支持するグループの対立という形で終始した。

C キャリオ提案と調査計画の採決

前年、本会議において「科学調査のための特別許可についての決議」が採択されているにかかわらず、アメリカは内容をさらに拡大した決議案を提出した。この決議案では科学小委員会が特別許可書の下での調査を査定する上で、4つの基準を使用することを求めていた。そして、その際、IWCが独自の裁量で調査提案がIWCの保存政策と合致するかどうかを加盟国に勧告するものとする。アメリカはこのような措置は条約8条で締約国政府に留保されている権限と対立しないという立場をとっている。スウェーデン、スイス、イギリス、西独、オランダはこのアメリカ案を支持したが、アイスランド、ノルウェー、日本、ソ連、韓国は反対の立場をとった。結局以下の内容の決議案として採択された。この年のアメリカの委員はキャリオであったので、この提案をキャリオ提案とよぶことにする。

VII 科学調査計画に関する決議

国際捕鯨委員会は、1986年沿岸漁期及び1985／86年遠洋漁期以降のすべての商業的目的のための鯨捕殺の捕獲限度をゼロと規定する規則を、条約第5条の下で採択し、付表10(e)に組み入れた。最良の科学的勧告に基づいて、この規則の見直しが行われ、IWCは遅くとも1990年までにはこの決定が鯨類資源に及ぼす影響についての包括的評価を行うことが義務付けられている。また、

条約第6条は、IWCは鯨または捕鯨に関するあらゆる事柄について、締約政府に勧告を行うことができると規定している。そして、第6条にしたがって、IWCは1986年に、科学調査のための特別許可書に関する決議(IWC/38/28)を採択し、同決議は現在も効力を維持している。さらに、

条約第8条は、ある締約政府はその国民に科学的調査の目的のために鯨を殺し、捕獲・処理することを許可する特別許可書を発給することができ、また同条項に従って行われるそのような屠殺、捕獲、処理は条約の運用から除外されると規定している。また、

条約の付表30は、締約政府が発給する全ての特別許可書提案及び鯨の屠殺、捕獲、処理を伴う現行の特別許可書の下での調査計画を科学委員会が検討すると規定している。さらに、

条約の付表10(e)で述べられている包括的評価の実施は、当該の項目が適用可能な間は最も大きな優先順位をもつことを認める。

したがって、委員会は、その国際鯨類保存計画を守

り、かつ促進するため、また付表10（e）で表明された目的をさらに前進させるために、

特別許可書の下で鯨の屠殺を伴うすべての調査計画を毎年見直し、現行のまたは提案された特別許可書が、1986年に採択された科学的調査のための特別許可書に関する決議（IWC／38／28）で述べられている基準を含め、準拠するガイドラインの他に、少なくとも、以下の基準を充たしているかどうかについて、その見解を報告するよう科学委員会に要請する。

- (1) 調査は、包括的評価の実施またはその他の非常に重要な調査の必要事項を充たすために解決すべき一つまたはそれ以上の問題を扱う。
- (2) 調査は、当該資源の全体的状態及び傾向または当該資源の包括的評価に悪影響を及ぼすことなく実施することが出来る。
- (3) 調査は、現行のデータの分析ないし非致死的調査技術によっては、解決されない一つまたはそれ以上の問題を扱う。そして、
- (4) 調査は、取り扱われた一つまたはそれ以上の問題に対して信頼に足る結果をもたらし得るものである。

さらに、委員会は、第39回年次会議から、鯨の屠殺を伴う特別許可書に関する科学委員会の報告を毎年見直すことに同意する。

現行のまたは提案された調査計画が、1986年に採択された科学的調査のための特別許可書に関する決議（IWC／38／28）に合致していない場合、さらに、第40回年次会議の始めに、委員会の見解で上記の基準が充たされていない場合、調査に関わる締約政府にその旨通知することに同意する。

また、事務局長に特別許可書案を提出し、また科学委員会に同計画に関する報告を提出するにあたり、それぞれの提案された特別許可書または計画が、準拠するガイドラインの他に、上記の各基準をどの程度充たすかを説明することを勧告する。

さらに、委員会が科学委員会のコメントを考慮した結果、上記に述べられた各基準を充たさずに、したがって、委員会の保存政策と合致しないと考えるような特別許可書をその国民に発給することを、締約政府

が、その主権の行使において差し控え、またはそれを撤回することを勧告する。

キャリオ提案の採択につづいて、委員会は韓国、アイスランド、日本の調査案を検討したが、アメリカは韓国案について、オーストラリアはアイスランド案に対し、そしてイギリスは日本案に対し、それぞれ当該国政府が許可を発給しないよう勧告する案を提出した。そして結果としては、これらの勧告案は採択された。イギリスは日本の計画案に対し、科学小委員会の報告のコメントを検討し、ミンククジラに関しては、このような大規模な調査が信頼に足る結果を生み出すほどに充分に証明されていないし、またマッコウクジラについては現時点ではIWCにとって本質的な重要性をもたないと結論したと述べている。

あとがき

1987年から1988年にかけて、アイスランド及び日本は、IWCによる調査のための標本採集の中止勧告という条件の中で、調査を実施した。アイスランドは当初の頭数のうちミンククジラの採集標本数を80頭から40頭に下げ、ナガスクジラ80頭、イワシクジラ40頭を対象とした調査を実施した。一方日本はアメリカのバックウッド・マグナソン法による制裁の問題があるため、日米間で交渉を繰り返し、結局南氷洋4区の一部水域を対象に、300頭のミンククジラを採集する結果になるような予備調査を実施する計画を立てた。既にIWCに提示した方法と努力量とで期待するような無作為標本採集がとれるかどうかに、調査の焦点を合わせた調査を行うことになった。この予備調査計画案は1987年12月に行われたIWCの科学小委員会の特別会議でレビューされたが、ここでも反捕鯨と調査推進の立場は並行して結論はえられていなかった。

本来締約国がそれぞれの判断で実施する調査について、科学小委員会が事前及び事後にレビューし、検討することは、その調査をより効率的に行うために必要になるかもしれない。しかし、その実施のよしあしをIWCが投票によって判断し、その結果を締約政府に勧告をするということは、明らかに行きすぎのように思われる。

ストランディング・レコード—10

番号	日付	種類	頭数	場所	報告者	備考
O-24	13/01/88	スジイルカ	1	和歌山市 磯ノ浦	中島東夫 (和歌山県立自然史博)	体長2.2m、雌
M-07	31/01/88	コイワシクジラ	1	留萌市 小平町	木村方一 (北海道教育大)	体長4.8m
O-25* ¹	03/02/88	マイルカ	1	石川県高松町 ニッ屋海岸	のとじま水族館	体長2.3m、雄
O-26* ¹	08/02/88	カマイルカ	1	石川県志賀町 大島海岸	のとじま水族館	体長1.7m、雄
O-27	04/03/88	イシイルカ	1	青森県陸奥湾 海上自衛隊 大湊ドック	吉岡 基 (東大)	体長2m。新聞情報 (読売新聞—05/03 /88)
M-08	??/01/88	コイワシクジラ	1	青森県東郡 与茂内浜	古賀隆弘 (浅虫水族館)	体長2.7m
M-09* ²	09/01/87	コイワシクジラ	1	珠洲市 馬縄海岸	平口哲夫 (金沢医大)	体長8m
O-28	??/05/87	ハンドウイルカ	1	北海道 江差町	木村方一 (北海道教育大)	体長1.5m
O-29	30/11/87	アカボウクジラ 科の1種	1	北海道 江差町	木村方一 (北海道教育大)	体長5m
O-30	11/02/87	種不明イルカ	1	北海道 江差町	木村方一 (北海道教育大)	体長1.2m
O-31	13/02/88	アカボウクジラ	1	江差町	木村方一 (北海道教育大)	体長3.5m
O-32* ³	03/03/88	<i>Mesoplodon</i> <i>sp.</i>	1	珠洲市 長手崎沖 (海上に浮遊)	中村春江 (東京・中野区)	新聞情報 (北国新聞 —03&08/03/88)
O-33	02/03/88	アカボウクジラ 科の1種	1	小笠原・父島	立川浩之 菅沼弘行 佐藤文彦 (小笠原海洋センター)	体長6m、腐敗ひど く種不明

第373号 1988年6月

M-10**	26/03/88	イワシクジラ(?)	1	諫早市有喜町 (定置網)	入江隆彦 (西海区水研)	新聞情報(朝日新聞 -27/03/88)
M-11	06/04/88	ニタリクジラ	1	兵庫県津名郡 一宮町明神沖 (船引き網)	吳羽和男 (姫路市立水族館)	雌、体長約7m
M-12** ³	09/04/88	コイワシクジラ	1	北海道根室	木村方一 (北海道教育大)	新聞情報(北海道新聞 -10/04/88)
O-34** ^{2,3}	06/02/88	<i>Mesoplodoncp</i> <i>sp.</i>	1	石川県能登町 富来町関野鼻	中村春江 (東京・中野区)	体長約4.5m、雌。 新聞情報(北国新聞 -07/04/88)
O-35	05/01/88	マイルカ	1	壱岐郡勝本町 東触天ヶ原	竹村 晴 (長崎大) 川口和宏 (壱岐支庁水産課)	体長2.2m、雌
O-36** ⁶	24/04/88	マイルカ	1	羽咋市 千里浜海岸	のとじま水族館	体長2.4m、雌
M-13	28/04/88	コイワシクジラ	1	珠洲市鶴飼沖 (定置網)	中村春江 (東京・中野区)	体長4.7m 新聞情報(北国新聞 -28/04/88)
P-02	07/05/88	ゴマフアザラシ	1	石川県山北町 桑川漁港	池原宏二 (日本海区水研)	新聞情報(新潟日報 -08/05/88)
O-37	05/05/88	種不明鯨	1	石川県穴水町 前波沖 (定置網)	中村春江 (東京・中野区)	新聞情報
O-38	14/05/88	カマイルカ	1	鳥取市 千代川河口	田口淳子 (日本獣医畜産大)	新聞情報(朝日新聞 -15/05/88)
O-39	14/05/88	マイルカ	1	鳥取県西伯郡 名和町海岸	田口淳子 (日本獣医畜産大)	新聞情報(朝日新聞 -15/05/88)
O-40	24/04/88	カマイルカ	1	加賀市 片野海岸	のとじま水族館	
O-41	14/05/88	カマイルカ	1	加賀市 片野海岸	のとじま水族館	体長1.6m、雄

* 1 : この個体を扱った北国新聞の記事を平口哲夫氏、中村春江さんよりお送りいただきました。

* 2 : この個体を扱った北国新聞の記事を西海区水研・加藤史彦さんからもお送りいただきました。

* 3 : これらの個体は現在、金沢大学医学部山田名誉教授のもとで種の鑑定がおこなわれているとのことです(新

鯨研通信

(聞記事より)。

- * 4 : 定置網に入った体長3m、体重300キロの個体があるので、種の同定は疑問があります。
- * 5 : この個体を扱った同じ記事を、釧路水試・中田淳さんからも送りいただきました。
- * 6 : この個体を扱った北国新聞の記事を上記、中村春江さんよりお送りいただきました。

今回のストラディング・レコードにも前回に引き続き、たくさんの報告が寄せられました。報告していただいた方、ならびにその関係者の皆様に御礼申し上げます。

(お願い)

最近、しばしばアカボウクジラ類のストライディングが報告されています。この仲間は、他の鯨種に比べて調査・研究がまだ充分ではなく、種の同定はかなりむずかしいものが多く含まれています。アカボウクジラ類に限らず、鯨種を決定するためには、その種に特有な外部形態、その他の特徴をつかむことが重要です。ストランドした個体の新聞記事や自分で映した写真をしばしば送っていただいているが、そうした写真はその鯨の腹側を撮影したものが多く、それだけでは種の判定が困難なことがあります。もし、現場の状況が許すようであれば、頭部の側面からの写真(物の大きさや形、歯の有無などを知るため)が1枚でもありますと、その後の種の判別にかなり有効になります。この点、今後、考慮していただければ幸いです。

現在、ストラディング・レコードを担当しております吉岡は、本年4月より東大へ移籍いたしました。ストラディング・レコードに関する情報は、以後、日本鯨類研究所「ストラディング・レコード係」宛、お送りくださいますようお願いいたします。

(東大・吉岡)